



新生児聴覚 スクリーニング検査 費用助成について

新生児聴覚スクリーニング検査を受けた方に対して、
検査費用の一部を助成します。



草加市
ホームページ

対象者

検査実施日に産婦の住民票が草加市にあり、
新生児聴覚スクリーニング検査を受けた赤ちゃん

受診時期 と回数

原則生後1か月以内に1回（初回検査のみ）
※未熟児で生まれた場合や、検査を実施していない医療機関で出産した場合など
生後1か月までに検査を受けることができなかった場合、医師の判断により
生後6か月まで助成が可能です。

助成券の 交付

新生児聴覚スクリーニング検査の助成券は、母子健康手帳交付時にお渡ししています。

助成額

自動ABR検査 (自動聴性脳幹反応検査)	5,000円を 上限に助成します
OAE検査 (耳音響放射検査)	3,000円を 上限に助成します

※検査の種類や費用は医療機関により
異なります。

※上限額を超えた場合、その費用は
自己負担となります。

助成の 受け方

● 出産した医療機関で検査を受けた方

助成券が利用できる医療機関では、医療機関に助成券を出してください。
助成券が利用できない医療機関では、償還払いの申請をしてください。

● 検査を実施していない医療機関で出産した方

埼玉県のホームページで検査実施医療機関を確認し、
検査を受けてください。助成券が利用できる医療機関では、
医療機関に助成券を出してください。助成券が利用できな
い医療機関では、償還払いの申請をしてください。



埼玉県
ホームページ

償還払い 制度

埼玉県と契約している医療機関以外で検査を受ける場合は、草加市の助成券が
使用できません。そのため、医療機関窓口で一旦お支払いしていただき、後日
申請することにより助成額が戻る制度です。（詳しくは裏面へ）

※契約医療機関については、医療機関もしくは、草加市保健センターにお問い合わせを。

問い合わせ先

草加市保健センター

〒340-0016 草加市中央1-5-22

TEL 048-922-0200

FAX 048-922-1516